

同時代史学会 News Letter

第40号 (2022年11月) ISSN 1347-7587

〈今号の内容〉

- ・ [告知：2022年度同時代史学会大会のご案内](#)
- ・ [告知：第33回関西研究会のご案内](#)
- ・ [研究会の記録：第50回定例研究会](#)
- ・ [研究会の記録：第32回関西研究会](#)
- ・ [編集後記](#)

【告知】

2022年度同時代史学会大会 「70年代の国際関係の変動 の歴史的意義を考える」

2022年12月3日（土）

日本大学法学部 10号館

（ハイブリッド開催）

※オンライン参加をご希望の方へ

全体会と総会については、ハイブリッド開催の準備を進めています。登録方法等につきましては、別途メールニュースでご案内します。

【告知】2022年度同時代史学会大会のご案内

日時：2022年12月3日（土）9:30～18:30

自由論題報告 9:30～12:30

全体会 13:30～17:30

総会 17:40～18:30

会場：日本大学法学部 10号館（東京都千代田区神田三崎町2-12-1）

〔自由論題報告〕

A会場（9:30～12:30）

報告 A-1 「財閥解体に伴う福利厚生組織の「解体」：三菱養和会の事例から」

秦文憲（はた・ふみのり、総合研究大学院大学大学院博士課程）

本報告では、昭和15年に三菱財閥から分離して設立された財団法人である「三菱養和会」を取り上げ、戦中から敗戦直後の期間における当該団体の展開を追ってゆく。

三菱養和会は、三菱財閥の、スポーツをはじめとする娯楽活動を行う福利厚生組織であったが、戦時中には急速にその規模を拡大させ、敗戦直後には財閥解体の影響により、三菱との関係を断つことになった。

本報告では、三菱養和会のこうした動向、特に敗戦直後の時期に注目して見ていくことを通じて、従来の研究では会社組織や会社重役の動向に注目が集まりがちであった財閥解体の、より広範な影響を、福利厚生という視点に着目して明らかにする。

また、三菱財閥時代における本社と各分系会社、解体後はかつて三菱財閥を構成していた各社間の繋がりを、三菱養和会の活動と施設の設置・廃止・売却といった資産の動向から明らかにしていく。

報告 A-2 「帝国陸海軍軍人の東京裁判対策とその歴史認識」

中立悠紀（なかだて・ゆうき、明治大学研究・知財戦略機構研究推進員）

東京裁判に関する研究は、粟屋憲太郎、大沼保昭、日暮吉延、宇田川幸大などが重要な研究成果を提出してきた。しかしながら、裁判に関わった人々が、この裁判を通じてどのような歴史認識・思想を培ったのかという視点は看過されてきた傾向がある。本報告では、裁判を「新たな戦争記憶の生成の場」として捉え、日本側で弁護支援に関わった旧軍人官僚の歴史認識・思想の内実を一次史料から分析し、これを通じてその後の歴史問題の一背景も描写する。

本報告における旧軍人官僚とは、厚生省の復員官署法務調査部門（法調）という戦犯裁判事務を所管した組織に所属した者たちを指す。この組織に属した旧帝国陸海軍の佐官級官僚

たちは、サンフランシスコ講和条約発効後に戦犯釈放運動と、靖国神社への戦犯合祀を推進した者たちでもある。

報告では、a. 彼らの裁判対策がどのような歴史認識のもとで形成され、b. 彼らの歴史認識が裁判の過程でどのように変容したのか、という点を析出する。

報告 A-3 「占領期における日韓通商交渉の歴史的再検討」

谷京（たに・けい、一橋大学大学院法学研究科博士後期課程／学振 DC2）

本報告の目的は、敗戦後の日本経済再建構想における朝鮮半島の位置づけを確認したうえで、その延長線上にあった日韓通商交渉の展開過程と歴史的意義を再検討することである。具体的には、主として外務省外交史料館所蔵史料にもとづき、次のように論じる。

日本政府は、敗戦直後から東アジアとの分業関係にもとづく経済再建構想を打ち出し、特に日朝間の経済再結合を展望した。米国／GHQ もまた、東アジアへの冷戦の波及にともない、日本経済の早期再建と自立化を志向するようになった。そして、韓国が日本経済の後背地となることへの期待とともに、日韓通商交渉は開始された。ところが、交渉は双方の思惑の違いから難航し、実際の日韓貿易額も伸び悩んだ。この日韓通商交渉の「失敗」は、その後の日韓関係に影響を与えたのみならず、1950年代の日本が東南アジアおよび中国・北朝鮮に対する「経済外交」を展開していく一因ともなった。

B 会場（9:30～12:30）

報告 B-1 「尾崎行雄はなぜ選挙に落ちたのか：戦前派代議士と 1953 年総選挙という転換点」

高島笙（たかしま・しょう、東北大学大学院文学研究科博士後期課程）

1953年、いわゆる「バカヤロー」解散によって、第26回衆議院議員総選挙が行われた。この総選挙は保守勢力の不調と左派社会党の躍進から、1955年体制への道程として理解されている。一方、この選挙では公職追放から復帰して前年1952年の第25回総選挙で当選した戦前派大物代議士が多く落選・引退しており、1955年体制と戦前派代議士の限界という二重の意味での転換点を形成している。

先行研究では第26回総選挙において戦前派が苦戦する様子が指摘されるものの、なぜ彼らが落選したのかについては検討されて来なかった。そこで本報告では、従来の研究ではあまり重要視されて来なかった戦前派の限界という転換点を、落選組の中で最も象徴的な人物である尾崎行雄とその後援会を事例に考察することで、戦前と戦後の議会政治の連続性を明らかにしたい。

報告 B-2 「売春防止法前史としての反基地運動：奈良 R・R センターに反対した大学生たち

の活動に着目して」

松永健聖（まつなが・たけまさ、大阪大学大学院人文学研究科博士後期課程）

本報告は、1956年制定の売春防止法の前史として、米軍への反基地運動が与えた影響を明らかにするものである。

先行研究で、全国の「基地の街」での反基地運動が、米兵相手に性売買（セックスワーク）を行う「パンパン」の女性たちの追い出しを目的とし、各地で風紀取締条例を制定させたことが指摘されてきた。同条例は売春防止法の原案というべきものだが、運動内の対立を超え、多くの住民を巻き込んでの条例制定がどのように可能になったのかは明らかでない。

本報告では、「パンパン」の追い出しに教育関係者らが果たした役割に着目する。具体的には、1952年から53年まで設置された米軍施設の奈良R・Rセンターをめぐる、大学教員らの後押しのもと、センター廃止・「パンパン」反対の立場から運動した教育大生作成の史料や彼らへの聞き取りをもとに、子どもへの風紀問題を懸念する声が、地域での条例制定や「パンパン」の追い出しを強く推進した過程を描き出す。

報告 B-3 「高度成長期日本警察の「暴力犯罪」対策における「防犯」の上昇：東京・警視庁を中心に」

渡邊啓太（わたなべ・けいた、東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程）

戦後日本警察に関する批判的研究は、戦後の警察制度も警備・公安等の「政治警察」優位の体制として形成・維持されているがゆえに、刑事・防犯・交通・少年等の「市民警察」的活動においてその本来の任務からの逸脱が生じているということ、「政治警察」に従属し変容を被った「市民警察」的活動の事例を中心に提起し論じる傾向にある。これに対し本報告では、警視庁を中心に、1950年代後半から1960年代前半における警察の「暴力犯罪」対策の変容の分析を通じて、「市民警察」的活動に付随する、「政治警察」優位の体制に還元しきることのできない統治と暴力の一断面を描くことを試みる。具体的には、1956年の「ぐれん隊」の大々的な問題化を契機に本格化する警察の「暴力犯罪」対策において、「市民警察」的活動としての防犯活動の重要性が年々増大していくことと、人びとの社会生活において警察のヘゲモニーの及ぶ領域が拡大していくこととの関係を考察する。

C 会場（9:30～12:30）

報告 C-1 「“生きた歴史”への模索：1970年代日本と雑誌『日本のなかの朝鮮文化』の実践」

山口祐香（やまぐち・ゆうか、学振PD／神戸大学大学院国際協力研究科）

本報告は、1969年に京都で創刊された歴史雑誌『日本のなかの朝鮮文化』（1969～81年）を手がかりに、1970年代における歴史実践の事例について跡付ける。同誌は、日本人の朝鮮観の変革を目指し、在日朝鮮人作家の金達寿や実業家の鄭詔文らを中心に、作家の司馬遼

太郎や古代史研究者の上田正昭など、関西の知識人が協力して刊行された。日本と朝鮮半島に関わる歴史・文学・芸術などのテーマを取り上げる先駆的な雑誌として好評を博した。また、70年代における日韓連帯運動や関西の在日朝鮮人運動、歴史学界の変遷、メディアによって後押しされた「古代史ブーム」などの影響も受けながら、様々な背景をもつ日本人市民が熱心な読者となっている。報告では、70年代日本の社会的文化的背景を踏まえつつ、同誌の刊行に携わった在日朝鮮人・日本人たちの言説や活動の分析を行い、同誌の戦後市民運動史および在日朝鮮人運動史上における位置づけを検討する。

報告 C-2 「地域のなかのアジアと歴史問題：1970年代以降の神奈川における市民運動を中心に」

櫻井すみれ（さくらい・すみれ、東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

本報告では、1970年以降の戦争や植民地支配に起因する歴史問題に取り組んだ市民運動を対象に、ローカルコミュニティのなかでいかにアジアと向き合ったのか、地域での活動に即して明らかにすることを課題とする。

具体的な考察対象として、1970年以降の神奈川における2つの事例を取り上げる。一つは、1976年から相模ダム建設における強制連行の史実解明と追悼行事を行ってきた市民団体、もう一つは80年代の神奈川における指紋押捺拒否運動の拒否者と日本の市民による活動である。市民グループが残した会のしおりやニューズレターの分析を通じて、地域における取り組みのなかで志向されたアジアとの共存について考える。

地域レベルからアジアへと繋がるこれらの事例は、当時の長洲一二県知事が提唱した「民際外交」とも共鳴しており、70年代の国際変動がローカルな次元に如何なる影響を与えたのか、その一端を考察する。

報告 C-3 「江藤淳と「無条件降伏」論争」

多谷洋平（たや・ようへい、立命館大学大学院博士課程）

本報告では、1978年に江藤淳と本多秋五らとの間で起こった「無条件降伏」論争を取り上げる。

「無条件降伏」論争は、江藤が第二次世界大戦での日本の無条件降伏を否定したことに対して、本多が反論したことで起こり、特に江藤の主張については様々な反応が示された。同論争を仔細に見ていくと、江藤とほかの論者との間には認識の相違が生じており、江藤の主張が必ずしも理解を得られなかった様子が窺える。従来の研究でも同論争についてはしばしば言及されてきたが、こうした認識の相違に関しては着目されて来なかった。

本報告では、江藤とほかの論者の主張を対比して検討することで、いかなる認識の相違がなぜ生じたのかを考える。

以上の問題意識から本報告では、江藤やほかの論者がどのような主張を展開したのか、双方の間にはいかなる認識の相違が生じたのか、そうした相違はなぜ生じたのかを検討し、1970年代後半における歴史認識の一端を明らかにする。

D 会場 (9:30~12:30)

報告 D-1 「女・子ども」目線の「満洲体験」：北村栄美さん（大古洞下伊那郷開拓団）の語りから

平井和子（ひらい・かずこ、一橋大学ジェンダー社会科学センター客員研究員）

下伊那郷送出の第八次大古洞開拓団に一家6人（父母、兄弟姉）で参加した北村栄美さん（1934年生）の聞き取りから、「女・子ども」目線で敗戦時の「満洲体験」を報告する。特に、成人女性たちがさらされていた性暴力に対する子どもたちの視点と危機に際しての結束力、また、ソ連軍の命令に応じて「提供させられた」2人の女性に関しても、団の公的記憶とは異なる事実があったことを、オーラル・ヒストリーの的方法論とジェンダーの視点で考察する。

連日、「女狩り」に来るソ連兵から逃れるため、草原に身を隠す「おばさんたち」へ、兵士去来の合図を送るのは栄美さんたち子どもの役割であった。栄美さんはそのとき、子どもたちがつくった替え歌を今も口ずさむ。ソ連兵や「匪賊」の襲来は怖いけれども、帰ってしまえば不思議とあっけらかんとした明るさと、子どもだけの結束力に満ちた世界があった。敗戦、ソ連兵や「匪賊」の襲撃、飢えと寒さのなかの難民生活という悲惨さの極みのようにみえる状況も、「子ども」の目線でみると、また別の側面が浮かび上がってくる。

報告 D-2 「熊本県における戦争記憶の継承」

江山（ジャン・サン、鹿児島大学特任助教）

本研究は熊本県の第二次世界大戦に関する戦争記憶がどのように継承されてきたのかを検討する。日本の戦争記憶の研究ではローカルレベル、地域社会レベルでの戦争記憶についての研究は十分ではないと指摘することができる。そしてローカルレベルとナショナルレベルの戦争記憶の関係性は解明されていない。ここで熊本県を取り上げるのは「軍都・熊本」として戦前までは陸軍第六師団が置かれ、また数多くの戦争遺跡が残っているからである。さらに戦後の熊本では空襲の語りも戦争遺跡の保存活用も活発である。これらの事例はローカルレベルの戦争記憶の形成の具体例として見ることができる。本研究では空襲に関する記録と継承活動、戦跡に関する記録と継承活動、熊本の地方メディアの役割を分析し、熊本県におけるローカルレベルの戦争記憶継承の進め方を概観する。そして戦後における熊本の戦争記憶の継承と地域性の関係に注目し、ローカルレベルとナショナルレベルの戦争記憶の関係性を考察する。

報告 D-3 「戦後補償問題史・再考」

松田ヒロ子（まつだ・ひろこ、神戸学院大学現代社会学部教員）

戦後補償問題については、これまで主に外交（国際政治）、裁判闘争、社会運動（市民運動）の三領域の動態に着目してその歴史が語られ、記述されてきた。本報告のねらいは、特に社会運動の動向を重視しながら、戦後補償問題の歴史を再考することにある。先行研究は、1990年代初頭をターニングポイントと捉える傾向にある。また、近隣東アジア諸国の市民からの戦後補償請求に対する日本の支援運動の展開を、日本の市民の「加害者意識」という側面から捉えようとする傾向もみられる。報告者は、1970年代半ばから1990年代前半まで展開した、台湾人元日本兵の戦後補償請求運動と、1990年代前半から2000年代前半までの「慰安婦」問題の解決に取り組んだ市民運動に着目し、運動を担った支援者に対するインタビューを含む調査を実施した。本報告はこれらの調査結果を提示しながら戦後補償問題の歴史を再考する。

E 会場（9:30～12:30）

報告 E-1 「沖縄県祖国復帰運動における日の丸・君が代：沖縄教職員会と日教組の交流を通じて」

富永望（とみなが・のぞむ、政治経済研究所研究員）

戦後四半世紀にわたってアメリカの施政権下に置かれた沖縄では、沖縄県祖国復帰運動が展開されたが、その象徴となったのが日の丸掲揚運動であり、沖縄教職員会が呼びかけていたことはよく知られている。一方で、沖縄教職員会は、日の丸君が代に否定的見解を取った日教組との交流を進めていた。復帰運動にとってアメリカに対する抵抗の象徴であった日の丸は、アメリカが琉球諸島の日本復帰へ方針転換し、そして沖縄返還が軍事基地の継続を意味するものであることが明らかになるにつれて、日米軍事協力の象徴に読みかえられていく。しかし、沖縄県祖国復帰協議会と比較すると、沖縄教職員会が日の丸君が代の否定に踏み切るまでには時間がかかった。本報告の目的は、読谷村史編集室所蔵沖縄戦後教育史・復帰関連資料および日教組史料を用いて、日の丸君が代をめぐる沖縄教職員会の葛藤と、決別に至る過程を検証することにある。

報告 E-2 「1960年代前半の沖縄における革新批判の論理：宮城聰に即して」

須田佳実（すだ・よしみ、一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

本報告は、1960年代前半の沖縄における革新批判という言葉が、どのような歴史的・社会的条件の下で形成されたのかを宮城聰（1895～1991年）に即して検討する。

宮城は、昭和初期の沖縄文学を代表する一人で、1920～50年代を東京で過ごし、50年

代末に沖縄に帰郷した人物である。帰郷後は、在京時代の「故郷」像に米軍占領下にある沖縄の現実を重ねあわせ、また復帰運動においては「革新」を批判した。

従来の研究では、『沖縄県史第9巻』（琉球政府、1971年）において、住民の沖縄戦の体験を、聞き書きによって記録したことが高く評価されてきたが、聞き書きを始める以前の言論や沖縄をめぐる政治状況への認識については議論されていない。

報告では、1950年代末～60年代前半に、沖縄の新聞や雑誌に発表した文章や未発表原稿を史料として、在京時代の経験と60年代前半の同時代認識との関連に着目し、同時代における宮城の位置付けを分析する。

報告 E-3 「連邦裁判所の沖縄関係判決をめぐって：米国植民地主義史からの視点」

土井智義（どい・ともよし、明治学院大学国際平和研究所助手）

米国の沖縄統治は、主に軍事政策や日米関係、住民の政治／運動史の観点から分析されてきた。そのため、米国の法的・政治的な体制内部での沖縄の位置づけは十分に検討がなされていない。だが、当該期の米国の司法や法学は、沖縄関連の事件を扱うなかで、植民地支配で構築した資源（島嶼判決等）を通して沖縄を自国の法的・政治的な枠組みに位置づけた。

本報告では、米国統治下の沖縄に関する連邦裁判所判決、即ち沖縄が特定の連邦法にいう「外国」か否かを問うた判決や沖縄司法の米国市民に対する裁判権の合憲性を問うた判決を分析する。そして諸判決を、a. 講和条約発効（1952年）まで、b. 講和条約発効から大統領行政命令（1957年）まで、c. 大統領行政命令以降の3つの時期に分け、それらが米国の法的・政治的な枠組みに沖縄をどう定位し、その地位がどう変遷した／しなかったかを検証し、沖縄統治が同国の植民地主義（プエルトリコ等）の延長線上にあったと論じる。

F 会場（9:30～11:30）

報告 F-1 「両義的な願望：沖縄における「大東亜共栄圏」への協力」

大久保由理（おおくぼ・ゆり、早稲田大学客員研究員）

本報告では、「大東亜共栄圏」建設のため、帝国が実施した南方移民政策への沖縄の協力を焦点を当て、沖縄の人々の帝国への憧れと抵抗の間の緊張を探る。帝国の南進政策が推進された1940年代、沖縄の知識人は、県の豊富な南方移民実績に基づき、沖縄を「南進の先駆け」としてアピールした。日本帝国の一員として「他府県並」に認められることを望んだからである。沖縄県庁は、拓務省の要請を受けて南方移民のための訓練所、沖縄拓南訓練所と糸満拓南訓練所を設置し、映画制作に協力した。しかし、こうした協力体制は、時に沖縄のアイデンティティと対立するものであった。崩壊期の日本帝国は、共栄圏建設のために、沖縄に何を求め、沖縄の人びとは何を提供したのだろうか。その矛盾や両義性はどのように現れたのだろうか。本報告では、沖縄の知識人が『月刊文化沖縄』で論じた南進論を検証し、

新聞、文化映画、公文書などから上記 2 つの訓練所の意味を追究する。

報告 F-2 「戦後の地方自治体における「国際交流」事業の源流：高知県南米移住家族会を中心に」

村中大樹（むらなか・だいじゅ、大阪大学大学院人文学研究科博士後期課程／学振 DC2）

本報告の目的は、戦後高知県における南米移住家族会の展開から、地方自治体における「国際交流」事業の源流を明らかにすることにある。まず、日本各地の移住者（留守）家族会及び海外移住家族会連合会の設立過程を整理し、民間で始まった家族会の動きが県下体制として戦後移住政策の一端に組み込まれていった経緯を示す。つぎに、移住家族会連合会会長がブラジル側の県人会統合組織の必要性を訴え、ブラジル日本都道府県連合会が設立され、家族会一県一県人会が密接な関係を築いたことを示す。さらに、高知県の家族会、県、県人会の具体的な活動実態から、いかにして県と移住地との関係が維持されたのかを明らかにする。以上の事例をもとに、移民と日本に残された家族とを結び付けようとする動きから始まった活動が、視察団の派遣や移住者子弟の研修制度といった「国際交流」事業として継続されたことの同時代的な意味について考察したい。

G 会場（10:30～11:30）

報告 G-1 「ポスト冷戦期における非核条例の歴史的一考察：非核自治体宣言の具現化として」

浜恵介（はま・けいすけ、大阪大学大学院人文学研究科博士後期課程）

本報告の課題は、1980 年代に出現した非核自治体宣言が、遅ればせながらポスト冷戦期に、日本で初めて非核条例として域内からの核兵器の排除を具現化した事例に着目し、歴史的意味を解明することである。先行研究では 1999 年の高知県の失敗事例が着目されるが、成功事例について実証的な研究は行われていない。

非核条例は、藤沢市（1995 年）・苫小牧市（2002 年）・長崎県時津町（2008 年）で制定された。これらは全て革新自治体であり、自治体側からの提起であった。藤沢市と苫小牧市では超党派の市民運動、時津町は被爆地という住民のコンセンサスが存在した。また藤沢市は中央政府が村山内閣という背景に対し、苫小牧市は日米安保の再定義のせめぎあいの中で制定されている。非核条例は後景に退いていくが、自治権をもとにした模索が求められている。

〔全体会〕「70年代の国際関係の変動の歴史的意義を考える」13:30～17:30

趣旨説明：13:30～13:40

〈研究報告〉

成田千尋（立命館大学衣笠総合研究機構）：13:40～14:30

「沖縄返還をめぐる東アジア諸国の歴史・安全保障認識」

木下直子（特定非営利活動法人社会理論・動態研究所）：14:40～15:30

「70年代フェミニズムの感性を辿る—「慰安婦」とアジアをめぐる」

〈コメント〉

三牧聖子（同志社大学 大学院グローバル・スタディーズ研究科）：15:40～16:00

洪琬伸（一橋大学）：16:00～16:20

〈全体討論〉：16:30～17:30

〈全体会趣旨文〉

今年は沖縄返還、日中国交回復から50年という節目の年である。だがこれは独り日本という国に生じた特殊なエピソードというわけではない。そこには、1960年代半ばから米国が本格的に介入した冷戦の熱戦化の典型であるベトナム戦争や、それに端を発した反戦運動の興隆の影響があったことは明らかである。さらに、その背景には、いわゆる「1968」に象徴されるフェミニズムや労働疎外などに取り組む若者中心の広範な社会運動と、それを受けた各国の政治的動揺があった。

同時に、国際関係そのものにも地殻変動が起き始めていた。西側諸国との経済・軍拡競争に疲弊したソ連・東欧圏の西側への接近と、それに端を発した中華人民共和国の立場の変化、「第三世界」勢力の登場と異議申し立てのインパクト等。新たな状況によって、第二次世界大戦の勝者たちが形成した戦後秩序にそもそも伴っていた妥協的側面の限界が露呈したことも、1970年代の変動の、より大きな背景を形成していた。1972年の2つの出来事は、その日本的な現れに他ならなかった。

1970年代を1つの大きな時代の転換点とみる試みは、当然のことながらこれまでも多数試みられている。同時代史学会でも、すでに2010年度大会「転形期—1968年以後」において、1960年代から80年代を1つの長い転換期と見立て、諸運動の転換とその意味を検討した。2017年度大会では歴史民俗博物館の企画展示と合わせ、「「1968年」を測り直す—運動と社会の連関、その歴史的射程」と題して、地球規模の共時性を持つ1968～69年の若者たちの運動の歴史的意義をあらためて掘り下げた。また2014年度の『「復帰」後の沖縄を歴史化する』では、沖縄に焦点を絞る形で、1972年以後の変動が持つ意味を再検討した。

このような検討が進めば進むほど、1970年代の転換は、その後はどう活かされたのかと

いう問いが浮上してくる。冷戦終焉直後の1990年代初頭には、それまでの運動の蓄積が戦争責任・植民地支配責任の問題などで多大な成果をもたらしたにも関わらず、その後、歴史修正主義と新自由主義に席卷されてしまったのはなぜか。この点についても、当会では2018年度大会で「転換期としての1990年代」と題して1990年代の歴史化を始め、2019年度大会「〈戦争の記憶〉をめぐる同時代史—歴史表現はどう向きあってきたか」では、90年代の遺産の前提にある、1970～80年代のさまざまな試みについて、表現方法の観点から検討を加えた。

今年度はこれらの成果をふまえつつ、次のような視点で、議論をさらに展開していきたい。先に述べた、60年代後半に始まる国際的な文脈を、日本はどのように受けとめたのか。この点を、従来のように日米・日中といった大国間関係のなかだけで捉えるのではなく、新たな「国際関係」の視点を探ることで、重層的に理解する道を拓きたい。1970年代の日本において、その焦点のひとつはアジアといかに向き合ったかに絞られるが、それを今日、どの側面で捉え究明するのが、同時代史の研究では試されるだろう。

そこで本年度の大会では、以下の構成によって、1970年代の国際関係の変動が持つ歴史的意義を再考する。

まず東アジア国際関係史を専門とする成田千尋氏に報告をお願いする。成田氏は、1972年の沖縄返還を、日米関係だけでなく、大韓民国や中華民国の側からも捉え直し、そこに関わる複数のアクターからポストコロニアルの課題を浮かびあがらせた。その成果をふまえ、1970年代の日本が、東アジアにおいて何を問われていたのかを浮き彫りにしていただく。

次に、社会学を専門とする木下直子氏に報告をお願いする。「慰安婦」問題は1990年代になぜあのような形で注目されたのか、そしてそこで語られないものはなんだったのか。その究明には、60年代以来のフェミニズム言説を中心として、日本社会の「慰安婦」をめぐる言説史と、語る主体の歴史的検討が必要になる。この点を深めてこられた木下氏に、60～70年代のアジアとの直面がもたらしたインパクトと困難性を考察していただく。

この2報告に対して、アメリカの国際関係思想史を起点として、国際関係における正義や記憶の問題を幅広く論じられている三牧聖子氏、沖縄における「慰安所」と地域住民との関係を拠点として、東アジアの戦争や植民地の記憶を捉え直されている洪玗伸氏のお二方にコメンテーターをお願いした。今回の主題に連なる多様な文脈を明らかにしていくことで、議論の豊富化を図りたい。

以上の構成と当日の議論によって、1970年代像の更新や、1990年代半ば以降の大転換に至る歴史像の構築の一助となれば幸いである。

参加者諸氏の活発なご議論を期待する。

〈全体会報告要旨〉

「沖繩返還をめぐる東アジア諸国の歴史・安全保障認識」

成田千尋（立命館大学）

第二次世界大戦後の日本において、米国の施政権下に置かれた沖繩の返還問題は、一義的に日米間の領土問題として捉えられていた。しかし、1960年代後半に日米間の沖繩返還交渉が本格化すると、沖繩米軍基地が自国の安全保障に不可欠な役割を果たしているとして捉えていた大韓民国政府及び中華民国政府は、沖繩が日本に返還されると米軍基地の自由使用が不可能になり、基地機能が低下すると捉え、日米両政府に対して基地機能の維持を求めるようになった。他方で、大韓民国と敵対していた朝鮮民主主義人民共和国政府や、中華民国と敵対していた中華人民共和国政府は、沖繩基地の安全保障上の重要性を強調する日米両政府の沖繩返還に対する姿勢を批判する一方、沖繩は日本の一部だとして、沖繩及び日本で展開されていた日本復帰／沖繩返還運動に連帯しようとする意志を表明した。

このような東アジア諸国の沖繩をめぐる意思の表明は、1972年に沖繩の施政権返還が実現するとともに見られなくなっていくが、沖繩の日本への返還問題は、米軍基地が置かれた沖繩の安全保障上の役割が変化する可能性とともに、かつては琉球王国という独立王国であった沖繩の地位の変遷を、周辺の東アジア諸国にも想起させることとなった。このため、東アジア諸国の沖繩返還をめぐる動向には、沖繩に対する認識とともに、当時の日本に対する認識も反映されていると考えられる。

報告者はこれまで第二次世界大戦後から70年代にかけての沖繩返還をめぐる大韓民国政府及び中華民国政府の動向・認識の変化に注目して研究を行ってきた（『沖繩返還と東アジア冷戦体制：琉球／沖繩の帰属・基地問題の変容』人文書院、2020年）。だが、当時の東アジアの状況についてより深く理解するためには、両国と敵対していた朝鮮民主主義人民共和国政府及び中華人民共和国政府の動向や認識についても明らかにする必要があると考える。両国については入手できる史料の面で限界があるが、本報告では主に両国の新聞資料を活用し、沖繩返還をめぐる両国の動向・認識の変化を明らかにするとともに、これまでの大韓民国政府及び中華民国政府に関する研究の成果をあわせて検討することで、1970年代の日本が、東アジアにおいて何を問われていたのかを考えるための一助とすることを目指す。

「70年代フェミニズムの感性を辿る——「慰安婦」とアジアをめぐる」

木下直子（特定非営利活動法人社会理論・動態研究所）

1970年代の日本では、後に第二波フェミニズムとして位置付けられるようになる「侵略

＝アジアと闘うアジア婦人会議」の運動やウーマン・リブ運動などが展開された。どちらも1970年より活動を始め、植民地支配以来の日本の加害が継続している状態を問題視し、日本の加害・女性の被害の象徴として「慰安婦」に言及するテキストを遺している。また、1976年には加納実紀代らにより銃後史研究が、1977年には松井やよりや富山妙子らにより「アジアの女たちの会」が立ち上げられた。これらの活動は、女性たちが具体的にアジアの諸外国と出会っていく経験となった。

本報告では、こうした運動に携わったフェミニストたちの問題意識や活動を再評価し、彼女たちがどのように時代を捉えていたのか、日本とアジアとの関係性を軸に「慰安婦」に焦点を当て考察する。報告者は、自著『「慰安婦」問題の言説空間--日本人「慰安婦」の不可視化と現前』（2017年、勉誠出版）で「慰安婦」をめぐる言説史の一端に注目したが、本報告では個別の運動家の背景にも目を向け、アジアの国際関係の変化がいかに受け止められていたのかに注意を払いながら、当時の活動が後にどう生かされたか考察を試みる。世代により見えていたものが違うが、そこで切り拓かれたものを論じながら、1990年代以降の「慰安婦」運動に連なる系譜やその後の変化について検討する。

【告知】第33回関西研究会のご案内

〈報告者〉

柳原恵氏（立命館大学）

「〈辺境〉から日本のフェミニズムを再考する——東北-九州の思索と実践を中心に」（仮）

【参考文献】

- ・柳原恵「東北のおなごたちが読んだ森崎和江」『現代思想』2022年11月臨時増刊号、2022（10月26日発売予定）
- ・柳原恵『〈化外〉のフェミニズム——岩手・麗ら舎読書会の〈おなご〉たち』ドメス出版、2018

【概要】

東北・岩手においてフェミニズム的視点から活動してきた詩人・小原麗子と文筆家・石川純子は、森崎和江の思想に同時代的に触れ、影響を受けてきました。

森崎のほかにも河野信子ら九州の『サークル村』や『無名通信』の女性たちとも交流を持っていました。

本報告では、東北と九州の女性たちの思索と実践を視野に入れることで、都市部中心で描かれてきた日本のフェミニズム（史）をどのように問い直せるかについて考えます。

日時：2022年11月26日（土）13:30～16:30

会場：ラポール京都（<http://laborkyoto.jp/>）第1会議室
（阪急京都線西院駅徒歩1分）

参加費：無料（会員外の方にもお声をおかけ下さい）

第 50 回定例研究会

日時 2022 年 7 月 9 日（土）14:00～17:00

場所 Zoom によるオンライン開催

共通テーマ 院生・若手修士論文報告会

〈研究報告〉

白 鎮慶（東北大学文学研究科日本史専攻分野博士後期課程）

[「日中戦争期華北における新民会の展開と衰退」](#)

山崎 香織（東京大学総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程）

[「『人権外交』再考 —カーター政権下の米韓関係—」](#)

〈報告要旨〉

日中戦争期華北における新民会の展開と衰退

白鎮慶（東北大学大学院）

はじめに

本報告の目的は、日中戦争期に華北地域で活動した民衆教化団体の中華民国新民会（以下、新民会）の形成と発展を分析し、当該組織が戦時中に日本軍の占領政策の中においてどのような役割を果たしたか、また当時の華北基層社会にどのような影響を与えたのかを考察することである。

戦後の華北に関する研究では、中国側では「抗日戦争」における八路軍の役割や日本軍掃討作戦の残虐性を主な視角として研究がなされ、また日本側では日本軍の治安政策や占領地経済政策、戦争犯罪を対象とする研究が中心であったため、華北占領地の社会や傀儡政権、組織への注目がたりなかった。また、新民会を対象とした諸先行研究は新民会工作を分析した時、思想教化団体の側面から捉えるものが多く、新民会の軍事組織としての性格、日本軍の「治安戦」における新民会の役割への評価がたりなかった。本報告では、新民会が成立してからの展開状況をまとめた上で、新民会の活動が日本軍の占領政策において果たした役割を整理し、新民会の政策が占領地の住民に与えた影響、また日本軍の「治安戦」において果たした新民会の意義を明らかにする。

一、新民会の成立と組織的展開

まずは新民会の成立経緯について、盧溝橋事件以降、占領地統治のために日本軍は中華民国臨時政府（以下、臨時政府）を樹立させ、特務機関長が日本人顧問を通じて現地政権を内面指導する方針で華北占領地を支配しようとしたが、開戦してから中国国民の排日感情はピークに達し、北平・天津の知識人は南方や八路軍の抗日根拠地に移動し、臨時政府に参加した者は「老朽大家」が多く、また「多年ニ亘ル政治ノ腐敗墮落」によって、現地民衆は「政府諸機関ニ対シテ何等ノ信頼ヲ有セサル実況」にあった。このような状況を解決し、民心掌握、民衆の新政権への支持を獲得するために、「政府ト表裏一体ヲナス思想的、経済的、政治的活動ヲナス民衆団体」である新民会が成立させられた。

初期新民会の特徴について、新民会の組織的展開は満洲国協和会を模倣し、北京で中央指導部を設置し、以下に省→道→県という順で各級指導部を設け、各指導部において日本人職員を最小限に配置するようにした。人的構成について、日本人職員は会運営を中心に、活動の実践部門に中国人が配置される体制を取っていた。また、新民工作の展開は広西省の「三自政策」を模倣し、郷村の自治、自給、自衛の実現を目標に、観念的な工作よりも、民衆の日常生活の安定を目指す経済工作を新民工作の中心に据えることとした。

このように、新民会は軍特務部の提案によって設置された傀儡組織であったものの、創設メンバーであった小沢開作らは主観的に新民会は「民間団体」であると意識し、また小沢の政策に対して軍において新民会の担当者であった根本博からも支持を得たため、成立初期の新民会は相対的に高い自主性を持っていたといえる。

しかし、1938年11月、動員力がピークに達した日本軍の対中戦略は長期戦略に転換し、「占領地域ニ対スル政策的処理ハ治安第一ヲ当面ノ目標」としたが、1938年12月時点で、新民会が華北各地で設置した省以下の各級指導部は合計52箇所であり、そのうちの41箇所は河北省にあった。八路軍の活動が活発であった山西省においては、設置された市、県指導部は各1に過ぎなかった。「治安」回復の要とした新民会は軍が期待した成果を出せなかった。小沢開作達のやり方に不信感を持つ北支那方面軍は、1939年8月、新民会顧問であった根本博が興亜院華北連絡部次長に転出したことを機に、予備役の安藤紀三郎中將を後任に就任させ、宣撫班との統合に着手した。9月11日、宣撫班との統合を反対した小沢たちは新民会から離脱し、1940年3月に臨時政府が華北政務委員会に改組を機に、新民会と宣撫班が統合した。宣撫班との統合によって河北省以外における新民会の組織化は一気に進んだが、創設メンバーの離職、また軍属の大量加入によって、新民会は完全に軍の支配下に置かれた。

二、新民会の経済工作と「治安強化運動」

新民会の工作展開について、本報告は新民会の合作社工作と「治安強化運動」における新民会の役割を取り上げた。

まずは、伝統中国村落の状況について、地主、佃戸（農奴）、自作農（土地を所持する農民）が同じ村落に混在し、三者は宗族のような擬制血縁的な共同体原理によって繋がり、耕地の配分も地縁的共同原理に従い、相互に耕地を所持していた。そのため、伝統村落においては、私的所有が曖昧で、耕地の配分の不平等が常態化し、多数の農民は貧しい生活下に置かれていた。

そして、開戦後の戦禍に加えて、水害、蝗害の発生によって、1938年から1939年にかけて華北では大飢饉が発生した。この状況のなかで、如何に速やかに「災害救済」と「農村復興」を達成するかは占領地区における「治安」回復と民心掌握の上で要となった。1938年4月28日、在華大使館参事官堀内干城が外務大臣広田弘毅に宛てた「北支農村救済ニ関スル件」では、「地方農村救済復興ノ見地ヨリ農業資金融通ノ要アルヲ認め、今回行政委員会ノ決議ヲ経テ国庫ヨリ百萬元ヲ支出各地ニ合作社ヲ設立スル」と報告した。5月に農村救済金が新民会に交付し、6月に華北農業合作事業委員会が「新民合作社中央会」と改称され、新民会の指導下に置かれた。

合作社の「経済復興」について、まずは窮乏した農民に対して、種子、肥料、農具、家畜等の諸経費に充当する資金を低利で貸付することで、貧農特に地主から農具と種子を借りる佃戸は地主に依存せず、個人的に農具を所持することが可能となった。また、農民の生産力を向上させるため、新民会は農業技術者を各農村合作社に配属し、農民への生産技術指導を実施する。そして、開戦後の物資不足及び物価の高騰に対応するために、農村合作社は購買業務を展開し、農民から直接農産物を購入することとし、農村合作社が購入した農産物は市合作社や省合作社に運ばれ、市合作社や省合作社はこれらの農産品及び都市で生産された工業製品を物資不足の地区に配分し、華北各地の物資不足の問題を解決する役割を担った。このように新民会の「経済復興」策において合作社が有効に機能した側面があった。しかし、合作社の運営は日本人職員が合作社の経営を担当し、中国人職員が物資の収集や販売を担うという形をとっていたため、アジア・太平洋戦争の戦況の悪化によって、合作社が次第に機能出来なくなった。

1940年8月～12月、八路軍は「百团大戦」を発動し、日本軍に甚大な打撃を与えた。「百团大戦」後、北支那方面軍は「八路軍＝匪賊」という従来のイメージを改め、華北から八路軍の勢力を一掃するために、1941年3月から1942年末にかけて5回にわたる大規模な「治安強化運動」を展開した。「治安強化運動」において、新民会は共産党の思想宣伝と対抗する他に、自衛団の組織、掃討作戦の参加、また「第三次治安強化運動」において経済封鎖の役割を担った。

「第一次治安強化運動」において、新民会は占領地内各村落の「保甲制」強化、それに「保甲制」に基づいた各村落の自衛団の組織化を担当した。1941年7月、北支那方面軍は「肅正三カ年計画」を作成し、華北全域を「治安区」、「準治安区」、「未治安区」と区分し、各「治

安区」の「治安」状況に応じて掃討作戦を展開しようとした。北支那方面軍の作戦方針に応じて、華北政務委員会は7月7日から9月7日にかけて「第二次治安強化運動」の実施を決定した。「第二次治安強化運動」は「1. 華北全域を反共思想区として確立する。2. 軍、政、会及び民衆との一体化を進める。3. 郷村の反共自衛力を強化する」を目標とし、新民会を中国共産党と対抗する軍、政、民を一体化する組織に強化しようとした。

1941年11月1日から12月25日にかけて行われた「第三次治安強化運動」は日本の「大東亜戦争」の遂行を支えるために、華北を日本の後方総兵站に改造しようとした。今回の運動は「重点ヲ経済面ニ指向シ、経済封鎖ノ徹底、重要物質ノ生産出廻リ促進ヲ図リ、敵匪ノ抗戦意志ヲ破摧ス」ることを方針に、華北各地で遮断線と検問所を設置し、経済封鎖と物資流通の制限を実施した。経済封鎖の実施が八路軍に甚大な打撃を与えた。1941年末の晋西北根拠地では、根拠地人口は第三次治安強化運動前の150万人から100万人まで激減し、山東省の抗日根拠地の面積は3.6万km²から2.5万km²まで縮小し、根拠地内の人口は1200万人から730万人まで激減し、山東省における八路軍部隊の四分の一が死傷した。

しかし一方、長期間実施された経済封鎖は華北経済全体にもダメージを与えた。1942年、山西省政府秘書処統計室は太原市の経済状況に関する調査を行ったが、その調査結果によれば、1941年から1942年にかけて、太原市で閉店した店舗は679軒、解雇された人は4182名に上った。倒産したのは、主に食糧、布、油などの民生に関連する店舗であった。「第三次治安強化運動」期間中に各省の新民会総会は省政府と協調し、各省において「経済封鎖委員会」と「物資対策委員会」を設置して省内の物資封鎖を強化した。経済封鎖への協力のほかに、日本のアジア・太平洋戦争遂行を支えるために、新民会は華北における「献金運動」と「買収工作」の担い手にもなった。こうして、「治安強化運動」を経て、成立当初「産業を振興し人民生活を改善する」と謳い、華北民衆の自給自足を目指すとした新民会は、日本の戦争遂行を支えるための資源掠奪機関に変貌した。

おわりに

以上のように、新民会の諸政策は戦時中の華北社会の民衆の組織化及び「経済復興」、特に占領直後の農業生産と物価安定に一定程度の役割を果たしたが、その施策の恩恵を受けられるのは新民会の精神を受け入れる者に限定され、その政策の本質は日本軍が望む「治安回復」に過ぎず、日本軍の支持がないと、機能出来なくなるという脆弱性がある。そのため、日本軍の戦況が悪化するに伴い、新民会の政策も形骸化する一途であった。また、自衛団の組織化は日本軍の「華を以って華を制す」の方針に沿い、1941年以降の「治安強化運動」における自衛団が日本軍の掃討作戦に参加することに繋がっていた。

従って、新民会は占領地民衆の「自立化」を目標とする「民間団体」という考えは小沢開作達のような新民会上層部の主観的認識に過ぎないため、その構想は占領地の民衆から

支持を得ることができなかった。それに加えて、前述した組織的変容により、新民会は中国人による「自立化」を遂げられず、弱体化の一途を辿ったのである。

「人権外交」再考—カーター政権下の米韓関係

山崎香織(東京大学大学院)

はじめに

本報告では、1977年から1981年にかけてジミー・カーター政権下で進められた「人権外交」に焦点を当て、韓国の事例をもとに「人権外交」が抱える矛盾や限界点を明らかにすることを目的とした。

カーター政権は、人権尊重を優先的価値とする「人権外交」を掲げ、前政権が黙認してきた親米・反共・独裁政権下における人権侵害の是正にも力を入れたという点では革新的であり、国内外からの注目を集めることになった。「人権外交」は、朴正熙政権下の韓国にも適用されたが、内政干渉であるとの強い批判を受けることになる。さらに、朴正熙暗殺後に実権を掌握した全斗煥政権は、民主化を要求する市民や学生を弾圧して多くの犠牲者を出した光州事件を主導したが、カーター政権はこの事件を未然に防ぐことは出来ず、その後の対応でも人権侵害を実質的に黙認する形に終わった。

カーター政権下の人権外交とその影響に関する既存の研究は、その意義と有効性を主張するものと、その限界点を指摘するものとに大別されるが、それぞれカーター政権の人権外交を包括的に理解するにはまだ不十分な点が残ると考える。本報告では、既存の研究成果を踏まえた上で、カーター政権下の「人権外交」とはいかなる政策であり、その崇高な理念と実際の政策の齟齬をどのように理解するべきか、という問いを立てた。これは、「人権外交」の両義性に着目し、理念と実際の政策の齟齬を理解することに重点を置くと同時に、民間における国際的な人権推進のためのネットワークへも目を向けることで、「人権外交」をより重層的に見ることを目指すものである。史料としては、アメリカ議会図書館が所蔵する文書史料、アメリカ大統領文書をはじめ、外交官や官僚へのインタビューをまとめたオーラル・ヒストリー、在韓米大使ウィリアム・グライスティーンの回顧録、韓国内の人権問題に尽力した宣教師らの手記を使用した。また、当時の新聞記事も分析対象とした。

第1章 アメリカの「人権外交」

まず、人権外交という概念がいつ、どのようにアメリカの外交に組み込まれていったのか、その背景を俯瞰した。第二次世界大戦後に人権問題への国際的な関心が深まる中、世界人権宣言が1948年に国連総会で採択されたが、冷戦勃発後、アメリカは、倫理的規範よりも戦

略的国益を優先する政策を進めていく。1970年代に入るとベトナム戦争の失敗や独裁軍事政権下での拷問や虐殺といった人権侵害が国際的に問題となり、人権への関心がアメリカ議会内で再度高まっていった。

1970年代、アメリカ議会では、反ソ・反共の下で人権擁護を主張する右派と、アメリカが人権侵害に間接的に関与していることへの罪科を主張して人権擁護を掲げる左派の双方から異なる人権外交が主張された。ここに「人権」概念の相克が見られる。この中で、リベラルな「人権」を追求するドナルド・フレーザーは公聴会を実施し、特に親米・反共・独裁政権下の人権侵害を指摘する活動を行っていた。この人権公聴会では、アムネスティー・インターナショナルをはじめとする非政府組織も重要な役割を果たしていた。

ジミー・カーターの登場によって、アメリカ議会内で議論され始めた「人権外交」は重要な外交政策となった。カーターは就任演説で、アメリカの「人権への関与は絶対的」と語り、その「人権」が何を示すのかは国務長官サイラス・ヴァンスの演説で明示された。内容としては①政府による暴力からの自由②食住医療教育の充足③自由権や政治的自由の3つである。しかし、共産政権より親米政権での人権問題を公式的に指摘するカーター政権下の「人権外交」は必ずしもアメリカ政府や議会内で広く支持されたわけではなかった。

第2章 「人権問題」と米韓関係

次に、韓国の「人権問題」と米韓関係に話を移した。冷戦下において、韓国は地政学的にもアメリカの重要な同盟国としての役割を強めていくことになる。この間、軍事政権下にあった韓国では、民主化を要求する運動が力を増していた。1961年に軍事クーデターで権力を掌握した朴正熙は、1972年12月に憲法改正を経て再選し、維新体制と呼ばれる新体制の中で大統領の権限を強化し、民主化を求める反体制派への弾圧を強めていった。中でも、1974年から1975年に発令された9つの大統領緊急措置命令は、市民の基本的・政治的自由を大幅に制限・弾圧した。反体制派は不当な逮捕や拷問をうけ、これは一部の米議員の間で問題視されたものの、ニクソン・フォード両政権はこの人権侵害を黙認していた。

この間、民間レベルでは反体制派を支援する国際的なネットワークが形成されていた。この際、在韓米国人宣教師やアムネスティー・インターナショナルといった非政府組織、記者らが重要な役割を担うことになる。中でも、プロテスタント宣教師らが集まって結成されたマンデーナイトグループは、人権問題に関心を持つ一部の米議員に韓国の状況を伝えるだけでなく、アメリカ政府にも韓国の実情を訴えた。彼らはキリスト教者としての自覚から朴政権への批判を「人権問題」として認識していったと回顧している。主に韓国中央情報部(KCIA)からの追跡を逃れる学生を匿い反体制派と協力、人権問題に関心を持つ一部の米議員に韓国の状況を伝えるだけでなく、アメリカ政府にも韓国の実情を訴えた。

アメリカ議会では、ドナルド・フレーザーが人権に関する公聴会を実施した。この公聴会には、マンデーンナイトグループのメンバーでもあった在韓米国人宣教師のジョージ・オーグルとジェームズ・シノットも出席し、朴正熙政権下での「人権侵害」が証言された。これにより、アメリカ議会内でも韓国の人権問題は是正に関してアメリカの果たすべき役割が議論されるようになる。しかし、倫理的規範を重視する政策自体アメリカの国益に反すると懸念する声は依然強く、人権がアメリカの中心的な対外政策となることはカーターの登場までなかった。

第3章 カーター政権の韓国への「人権外交」

では、カーター政権下は韓国に対していかなる「人権外交」を行ったのか。カーター政権は発足後数カ月、前政権の黙認した韓国の「人権問題」に対して全面的に是正を求めていく。しかしながら、当初は勢いのあった「人権外交」は朴正熙政権からの強い反発を受けるだけでなく、アメリカ政府内部や国務省・軍からも批判を受けることになる。同時に、大統領選挙の際の公約としても掲げられていた在韓米軍撤退計画に加え、朝鮮半島問題の解決を目指す南北米の会談の構想、コリアゲート事件をめぐる米韓関係は悪化の一途を辿ることとなった。当初はカーター政権の発足に期待を寄せていた韓国の反体制派も、次第に「人権外交」に失望の念を募らせ、カーター大統領の訪韓でその疑念は決定的となった。

この中で、1979年10月の朴正熙大統領暗殺は、変化の機運をもたらすものであった。12月に全斗煥が軍事クーデターで実権を掌握するも、民主化運動は活発化し、ソウルの春とよばれる大きな運動は、人々の民主化移行への期待を高めていく。しかし、1980年4月以降、全斗煥は全国に戒厳令をしくとともに、反体制派への弾圧を強めることになる。中でも、5月に起こった、韓国軍が市民のデモを武力で鎮圧するという光州事件では多くの市民が犠牲となり、世界中に衝撃を与えた。

一連の流れに対するカーター政権の反応は人権外交の限界点を露呈させるものであった。朝鮮半島の安定を優先したカーター政権は、朴正熙暗殺後に軍事クーデターで実権を掌握した全斗煥による反体制派への弾圧に対して有効な手段を取らず、光州事件では韓国軍による反体制派への人権侵害を黙認することになる。実質的な人権問題の是正が引き出されることはなかったと言えよう。

結論

以上を踏まえると、「人権外交」が掲げた理念は、特に冷戦下において安全保障を始めとするその他の政策と相反していたと言える。さらに、倫理的規範よりも戦略的・経済的利益が優先されるというニクソン・フォード政権下の外交政策は、カーター政権下でも継承されていた。また、「人権外交」の具体的案として経済制裁も議論に上っていた。しかし、多くのア

アメリカ政府高官や議員・軍は、北朝鮮による脅威を抱える韓国への支援の削減に反対していた。同時期に発生したイラン人質事件も相まって、同盟国の人権問題よりも内政安定が重視されたことが光州事件の対応からもうかがえる。特に、アメリカの全体的政策からみても優先順位が高くはない小国韓国の政策を見ることで、人権外交の理念と実際の齟齬が浮き彫りになったといえる。

また、人権の概念の多様性についての指摘も加えたい。「人権外交」は矛盾を孕む政策であり、その限界点は明らかである。アメリカが韓国の内政に与えた影響を過大評価しすぎではない。同時に、「人権外交」自体が内政干渉にあたり、アメリカの介入性を正当化する手段となり得ることも留意すべきである。しかしながら、それらは他国の人権侵害に対してアメリカが目を背ける理由にはならない。また、米議会、在韓米国人宣教師、非政府組織でも、様々な「人権」概念が議論され、様々な方法で使用されていたことは注目に値する。民間における人権侵害是正を目指す活動や、国際的ネットワークとカーター政権との比較や連携について検証することで、当時の情勢やアメリカの人権外交を重層的に理解することが可能ではないか。この取り組みは、アメリカが「人権問題」に取り組む際に何が可能なのか、「人権外交」の枠組み自体を問いなおし、その有効な在り方を模索する手掛かりになると考える。

第 32 回関西研究会

日時 2022 年 7 月 16 日（土）14:00～17:00

場所 Zoom にて開催

〈研究報告〉

徳山倫子氏（京都大学）

「洋裁ブーム」と戦後地域社会—大阪府三島郡の定時制高校 4 分校における裁縫教育に着目して—

〈報告要旨〉

「洋裁ブーム」と戦後地域社会

—大阪府三島郡の定時制高校 4 分校における裁縫教育に着目して—

徳山倫子（京都大学研究員）

本報告では、戦後地域社会における「洋裁ブーム」と女性への教育のあり方を考察するものとして、大阪府立春日丘高校が設置した 4 校の定時制分校職業課程家庭科の事例について検討した。

第 2 次世界大戦の爪痕が大きく残る 1940 年代後半、モンペを脱いだ女性たちは洋裁学校に殺到した。「美と節約と職業への門」と言われた洋裁学校は女性たちの心を捉え、美しい洋服を自らの手で仕立てることができるようになるだけでなく、条件の良い結婚や経済的自立を叶えるための職業技術でもあった洋裁に、多くの女性たちが展望を抱いた。農村でも洋服着用者が増加し、「洋裁ブーム」は地域社会にも影響を与えていた。と同時に、この頃の地域社会ではもう一つの転換点として、教育制度改革による旧制青年学校の廃止（1947 年度末）と新制高校の設置（1948 年～）という課題を抱えていた。

大阪府三島郡には、春日丘高校が設置した職業課程家庭科を置く定時制分校が 4 校（豊川・清溪・忍頂寺・山田）設置されたが、これらの分校では地域住民の要望を調査し、要求に応じるような教育が模索された。和裁教授が大部分の時数を占めていた女子青年学校の生徒が引き継がれた定時制分校では、就学期間の延長等を理由に生徒の退学が相次いでいたことから、生徒を引き止め地域住民に分校の意義を理解させることが必要だと考えられたのである。地域住民が求めていたのは和裁教育の水準の維持と洋裁の習得であり、地域住民の日常の衣服は若年層を中心に洋服に移行しつつあった。かかる状況に応じながら新制高校としての必須の教育を行うためには、昼間定時制の 4 年間の就学期間を全日制に迫るスケジュールで授業を行わなければならなかった。

こうしてスタートした分校家庭科であったが、1950年代に入ると都市近郊であった同地域では都市部での就労を希望する若年層が増加し、全日制高校志望者が増加する。特に、非農家層ではこれが顕著であり、分校の生徒のほとんどは農家の子女となっていた。分校の生徒も卒業後は新規卒卒者として就職を希望する者が多くなり、学校も地域の過剰人口への対策のため生徒の村外での就職を支援していた。分校設置当初は仕立内職や洋裁店勤務を志望する者もあったが、事務職を志望する生徒は年々増加する。洋裁の技術を身につけても、プロの洋裁師として成功することは困難であり、分校家庭科の生徒たちにとって、当時の婦人雑誌でしばしば描かれていた「洋裁を身につけて経済的自立」という夢物語は、魅力的なものではなくなりつつあったと考えられる。

分校家庭科の教育は、卒業後に農村の主婦になる者にとっては意義があったが、就職希望者の増加にともない、就職支援と主婦養成の両立が求められることになる。裁縫教育への要望は都市部よりも農村部で遅い時期まで残ったが、こうした要望が続いたのは、長くても農村の衣類がほぼ既製服に置き換わる1960年代半ばまでであった。この過程で、直線縫い・手縫いの和裁の技術が通用しないミシンを使用する洋裁への移行があったのであるが、洋裁の流行は和裁が衣生活を支える主な生活技術であった戦前期と比較すると、裁縫人口を淘汰することに繋がったと考えられる。先行研究では既製服が台頭した1960年代後半に、衣服は作るものから消費するものになったと指摘されているが、その前段階として衣服を縫うという行為が大多数の女性によるものではなくなり、これができる者へと集約化されるというプロセスを経ることで、生活技術としての裁縫は衰退の途を辿ることとなる。新たな生活技術である洋裁を身につける機会を得たのは主に若年層の女性であったが、全体としては、義務教育を終了してすぐに職業世界に参入するわけではなく、就職や進学を目標に都市部の高校に進学するわけでもない、職業課程家庭科や洋裁学校・教室などに通い洋裁技術を身につけた若年女性は、裁縫教育への要求が大きい農村地域であっても必ずしも多数派ではなかったはずである。つまり、農村では既製服化が完了する1960年代半ばまでの間に、「一部の縫える者」が「多数の縫えない者」の洋服を縫うようになることで、個々の生活領域からは衣服を縫うことが失われていったと言えるのではないだろうか。

農村の若年女性が家庭や地域社会の衣服を刷新しながら、洋裁業で収入を得るという展望を抱くことができた期間はあまりにも短かった。高度経済成長を迎えつつある地域社会では、裁縫は「いざというとき」の備えになる生活技術ではなくなり、実用性より嗜みや趣味の範疇、もしくは高度な専門技術となってゆく。「洋裁ブーム」は、戦前期から続いた性別役割分業を前提とする衣生活を支えるための女子教育が終焉を迎える前夜の、最後の煌めきであったとも言えるだろう。

【編集後記】

今年度大会の自由論題報告には、過去最多となる18名のエントリーをいただいた。コロナ禍で滞っていた研究が動き出して、発表の場を求める動きが今大会に集中したということかもしれない。会場が分散してしまうが、多くの方のご参加によって実りある研究発表の場となることを期待したい。

さて前号発行以降、円安の急速な進行と値上げラッシュの報道が相次いでいる。多くの場合その背景として指摘されているのは、「日米金利差の拡大」という紋切型の説明だ。すなわち、物価高騰を抑え込むため強力な金融引き締めで舵を切ったFRBに対して、頑なに「異次元の金融緩和」に固執する黒田日銀の態度が日米の金利差拡大をもたらし、その結果円を売ってドルを買う動きが加速して急速な円安をもたらしているのだという。

この説明は図式としては分かりやすいので、報道でも同じような説明が日々再生産されているのだろう。おかげで推薦入試を受験する高校生までもが、「私が最近関心を持っているのは円安問題で、日本は早く金利を引き上げるべきだと思います」などと口を揃える始末で、受験生退室後に面接担当者間で繰り返し苦笑いし合うハメになっている。

しかし重要なのは、私たちが相手にしているのは日米金融当局などではなく、僅かな収益機会も見逃さずにグローバルに、そして市場横断的にマネーを移転させていく担い手たちだ、ということである。彼らが具体的にどのような者たちで、いつどこでどのようにマネーを動かしているのか、その実態はごく一部しか分かっていない。そしてよく分からないがゆえに、私たちはついつい「日米金利差の拡大」という分かりやすい説明に飛びついてしまうし、報道関係者もそう考えてしまうがゆえに、次期日銀総裁に金融引き締め転換を迫る世論を形成しようとしてしまうのだろう。しかし、この時点で私たちはすでに「分かりやすさの罠」に陥ってしまっている。

もとより黒田日銀が推し進めてきた「異次元の金融緩和」政策については、実績はもちろんのこと、理論的にも検証すべきことが多々あるのは間違いない。しかしそうした丁寧なプロセスをスキップしながら、いま眼前に見えている限られた現象と、その分かりやすい解釈のみに依拠して金融政策の舵を切るならば、私たちは何度でも同じ過ちを繰り返すことになるだろう。

経済問題は確かに難しい。それがマネーの問題であればなおさらだ。しかし難しくて分からないという知的に不安定な状態に耐えつつも、それでも少しずつ分かっていくとする努力を地道に繰り返していくこと、そしてその都度小さな改善を積み重ねていくことという、当たり前の筋道を手放してはいけない。私たち歴史を研究する者は、知りたいことが史料の制約のために分からない、という知的に不安定な状態への耐性が強い人たちである（はずだ）。歴史を学ぶなかで培われてきたそうした耐性でもって、「分かりやすさの罠」に立ち向かっていこう。

(中村一成)

同時代史学会 News Letter 第 40 号

発行日：2022 年 11 月 1 日

連絡先：〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

日本大学法学部 9603 研究室 原山浩介 気付

電子メール：info@doujidaishi.org